

城西国際大学における研究データ管理・公開ポリシー

令和8年2月5日

学長決定

城西国際大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究し、知的、道徳的能力の涵養をはかり、もって国家社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与することを目的とする。

このような背景を持つ本学は、研究データを学術の発展と社会的信頼を支える知的資産と位置付け、その適切な管理及び公開を通じて研究の透明性・再現性・信頼性を確保し、社会への説明責任を果たすため、「城西国際大学における研究データ管理・公開ポリシー」（以下「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

（研究データの定義）

- 1 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

（研究データの管理）

- 2 研究者は、自らが収集又は生成した研究データの管理を行う権利及び義務を有し、研究データの管理を行うに当たって、法令、契約等及び本学の規程その他の規則、並びに各研究分野における倫理的要件を遵守するとともに、研究インテグリティの確保に配慮する。

（研究データの公開）

- 3 研究者は、各研究分野の特質を踏まえ、特段の定めがある場合を除き、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、限定公開又は非公開とすることができます。

- (1) 知的財産の保護又は特許出願の準備中であるとき。
- (2) 契約上の守秘義務その他の制約があるとき。
- (3) 個人情報その他の機微情報を含み、適切な匿名化が困難なとき。
- (4) 安全保障上の懸念があるとき。

（大学の責務）

- 4 本学は、研究データの管理及び公開を支援する環境の整備に努めるものとする。

（その他）

- 5 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。